

## 議題 3

議案第 8 号

平成 27 年 3 月 6 日

博物館の登録に関する規則の制定について

このことについて、下記のとおり制定する。

### 記

1 制定理由

博物館法の改正により、博物館の登録事務等が広島県教育委員会から本市教育委員会に移譲されることに伴い、博物館の登録に関する規則を定める必要がある。

2 制定内容

別紙のとおり

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

博物館の登録に関する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

博物館の登録に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 法第10条の規定による登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付した博物館登録申請書を広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 地方公共団体が設置するものにあつては設置条例の写し、一般社団法人又は一般財団法人が設置するものにあつてはその定款の写し、宗教法人が設置するものにあつてはその規則の写し
- (2) 館則の写し
- (3) 直接、博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面
- (4) 当該年度における事業計画及び当該事業に係る予算を記載した書面
- (5) 博物館資料の目録及び学芸員の氏名を記載した書面

(登録要件の審査等)

第3条 教育委員会は、法第12条の規定による登録要件の審査に当たっては、実施調査及び学識経験者の意見を聴く等、審査の適正を期さなければならない。

2 教育委員会は、前項の審査の結果、法第12条の登録要件を備えていると認めるときは、遅滞なく、博物館登録簿に登録しなければならない。

(登録の取消し)

第4条 法第14条第1項の規定による登録の取消しをしようとする場合は、前条の規定に準じ、審査の適正を期するとともに、あらかじめ、当該博物館の設置者に対し、教育委員会の指定する場所において、口頭及び書面による陳述の機会を与えなければならない。

2 前項の口頭及び書面による陳述は、博物館がその要件を欠くに至ったと認めた日から、30日以内にしなければならない。

(登録事項等の変更の届出)

第5条 博物館の設置者は、第2条の規定による博物館登録申請書の記載事項について変更があったときは、速やかに、博物館変更届により、教育委員会に届け出なければならない。ただし、博物館資料目録の軽微な変更については、毎年9月30日及び3月31日までに、届け出るものとする。

(廃止の届出)

第6条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、その事由の生じた日から20日以内に、博物館廃止届により、教育委員会に届け出なければならない。

(登録等の公示)

第7条 教育委員会は、次に掲げる事項について、その都度公示しなければならない。

- (1) 法第10条の規定による登録をしたとき。
- (2) 法第13条第2項の規定による変更登録をしたとき。
- (3) 法第14条第1項の規定による登録の取消しをしたとき。
- (4) 法第15条第2項の規定による登録の抹消をしたとき。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 博物館法の改正に伴う規則の制定について

### 1 博物館法の概要

博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）では、おおむね次のことが定められている。

#### (1) 博物館の定義

法において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗等に関する資料を収集、保管、展示することにより利用者の教養の向上や資料の調査研究等を行う施設のうち、地方公共団体等が設置するもので、登録を受けたものをいう。

#### (2) 博物館の事業

ア 実物、標本、模型等の博物館資料を豊富に収集、保管、展示すること。

イ 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

ウ 博物館資料に関する講演会等を主催すること。

#### (3) 学芸員の資格

学士の学位を有する者で、博物館に関する科目の単位を修得したもの等

#### (4) 登録

登録の申請、登録要件の審査、登録の取消し等

### 2 法改正による事務・権限の移譲

法改正に伴い、これまで都道府県の教育委員会が行ってきた指定都市の区域内に所在する博物館（都道府県が設置するものを除く。）の登録等に関する事務・権限について、当該指定都市の教育委員会へ移譲されることとなったもの。

### 3 博物館の分類

種別	設置主体	設置要件	登録・指定主体
登録博物館 【法の規定により登録を受けた施設】	地方公共団体、一般社団法人、宗教法人等	館長・学芸員の必置、年間150日以上の開館等	教育委員会
博物館に相当する施設 【法に相当するとして指定された施設】	制限なし	学芸員相当職員の必置、年間100日以上の開館等	教育委員会(※)

※ 博物館の設置主体が国、独立行政法人、国立大学法人の場合は国。

### 4 教育委員会規則の制定

移譲される博物館の登録等に関し、必要な事項については、法により教育委員会規則で定めらるることとされているため、本市教育委員会において、教育委員会規則を制定する必要がある。

### 5 施行期日

平成27年4月1日

新旧対照表（博物館法（昭和26年法律第285号））

現 行	改 正
<p>(登録)</p> <p>第10条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。</p> <p>(博物館に相当する施設)</p> <p>第29条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会_____</p> <p>_____</p> <p>_____が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第27条第2項の規定を準用する。</p>	<p>(登録)</p> <p>第10条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会(当該博物館(都道府県が設置するものを除く。))が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この条及び第29条において同じ。)の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。同条を除き、以下同じ。)に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。</p> <p>(博物館に相当する施設)</p> <p>第29条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会(当該施設(都道府県が設置するものを除く。))が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会)が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第27条第2項の規定を準用する。</p>

【参考】改正後の博物館法（昭和26年法律第285号）

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第29条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。

（博物館の事業）

第3条 博物館は、前条第1項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- (1) 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
  - (2) 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
  - (3) 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
  - (4) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
  - (5) 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
  - (6) 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
  - (7) 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
  - (8) 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和25年法律第214号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
  - (9) 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
  - (10) 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。
  - (11) 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。
- 2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

(館長、学芸員その他の職員)

第4条 博物館に、館長を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。

6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

(学芸員の資格)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

(1) 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの

(2) 大学に2年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて62単位以上を修得した者で、3年以上学芸員補の職にあつたもの

(3) 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前2号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めたる者

2 前項第2号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設(博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。)における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

(学芸員補の資格)

第6条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

(学芸員及び学芸員補の研修)

第7条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第8条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第9条 博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第9条の2 博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

## 第2章 登録

(登録)

第10条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会(当該博物館(都道府県が設置するものを除く。)が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この条及び第29条において同じ。)の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。同条を除き、以下同じ。)に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。

(登録の申請)

第11条 前条の規定による登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

(1) 設置者の名称及び私立博物館にあつては設置者の住所

(2) 名称

(3) 所在地

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 公立博物館にあつては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

(2) 私立博物館にあつては、当該法人の定款の写し又は当該宗教法人の規則の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

(登録要件の審査)

第12条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めるときは、同条第1項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めるときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

(1) 第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。

(2) 第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。

(3) 第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。

(4) 1年を通じて150日以上開館すること。

(登録事項等の変更)

第13条 博物館の設置者は、第11条第1項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第2項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があつたときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、第11条第1項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない。

(登録の取消)

第14条 都道府県の教育委員会は、博物館が第12条各号に掲げる要件を欠くに至つたものと認めるとき、又は虚偽の申請に基いて登録した事実を発見したときは、当該博物館に係る登録を取り消さなければならない。但し、博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至つた場合においては、その要件を欠くに至つた日から2年間はこの限りでない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該博物館の設置者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

(博物館の廃止)

第15条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、当該博物館に係る登録をまつ消さなければならない。

(規則への委任)

第16条 この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

第17条 削除

### 第3章 公立博物館

(設置)

第18条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(所管)

第19条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。



(博物館協議会)

第20条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第21条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第22条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第23条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。

但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

(博物館の補助)

第24条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第25条 削除

(補助金の交付中止及び補助金の返還)

第26条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し第24条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第1号の場合の取消が虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因るものである場合には、既に交付した補助金を、第3号及び第4号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

(1) 当該博物館について、第14条の規定による登録の取消があつたとき。

(2) 地方公共団体が当該博物館を廃止したとき。

(3) 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

(4) 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

## 第4章 私立博物館

(都道府県の教育委員会との関係)

第27条 都道府県の教育委員会は、博物館に関する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第28条 国及び地方公共団体は、私立博物館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる。

## 第5章 雑則

(博物館に相当する施設)

第29条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会(当該施設(都道府県が設置するものを除く。)が指定都市の区域内に所在する場合には、当該指定都市の教育委員会)が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第27条第2項の規定を準用する。

## 附 則 (省略)